

 在日外国人関係資料集 

在留資格一覧表および2013年末上位12ヶ国の国籍別在留資格別在留外国人 (p 1)

2012年末 都道府県別外国人登録者概要 (p 2)

上位1~3位の国籍とその比率

上位1~3位の在留資格とその比率

日本語指導が必要な児童生徒数、学校数と言語別児童生徒数

「在日外国人教育基本方針・指針」等の策定自治体・教育委員会 (p 3)

都道府県および政令指定都市による中国帰国生徒及び外国籍生徒への高校入試特別措置等について (p 4)

「改定入管法実施(2012年7月9日)と外国人住民」(p 5)

親が外国人の子どもが日本で出生したときの手続き (p 6)

京都地裁民事訴訟判決・新聞記事 (p 7)

資料作成 第15分科会共同研究者 榎井 緑



US MARINE CORPS FACILITY 米軍海兵隊施設
UNAUTHORIZED ENTRY IS PROHIBITED AND PUNISHABLE BY JAPANESE LAW
許可なく立ち入った者は日本国の法令により処罰される。

辺野古

在留資格一覧表

◎活動に基づく在留資格

*各在留資格に定められた範囲での就労が可能

外交	: 外交使節団、領事館等	任務期間
公用	: 外交事務職員、国際機関関係者等	任務期間
教授	: 大学、高等専門学校職員等	5年、3年、1年、3ヶ月
芸術	: 作曲家、画家、彫刻家等収入を伴う芸術活動	5年、3年、1年、3ヶ月
宗教	: 神官、僧侶、司祭、牧師等布教・宗教活動	5年、3年、1年、3ヶ月
報道	: 新聞雑誌記者、カメラマン等外国報道機関	5年、3年、1年、3ヶ月

・上陸審査基準の適用を受ける

投資・経営	: 貿易その他の事業経営と投資等	5年、3年、1年、3ヶ月
法律・会計業務	: 外国法務弁護士、外国公認会計士等	5年、3年、1年、3ヶ月
医療	: 医師、歯科医師、薬剤師、保健婦等	5年、3年、1年、3ヶ月
研究	: 契約に基づく研究活動等（政府関係機関・私企業の研究）	5年、3年、1年、3ヶ月
教育	: 小・中・高等学校等や各種学校での語学教育その他の教育活動	5年、3年、1年、3ヶ月
技術	: コンピューター、バイオテクノロジー技師等（理工自然科学）	5年、3年、1年、3ヶ月
人文知識・国際業務	: 通訳翻訳、販売、海外取引等（法経済社会人文科学）	5年、3年、1年、3ヶ月
企業内転勤	: 本邦に本店、支店、その他の事業所のある海外事業所職員の転勤	5年、3年、1年、3ヶ月
興行	: 見物人を集め入場料を採り演劇、演芸、演奏、スポーツ、映画などを催す バー、キャバレー、クラブに出演する歌手も含む	3年、1年、6ヶ月 3ヶ月、15日
技能	: 料理人、建築技能者、毛皮宝石加工技術者、空港機操縦者、動物調教師等	5年、3年、1年、3ヶ月
技能実習	: 1 企業や団体での実務研修や技能実習 2 技能の習熟のための活動	1年、6ヶ月、1年以内

*就労ができない

・上陸審査基準の適用を受けない

文化活動	: 収入を伴わず日本文化等を学ぶ	3年、1年、6ヶ月、3ヶ月
短期滞在	: 観光、保養、スポーツ、親族訪問等	90、30、15日

・上陸審査基準の適用を受ける

留学	: 大学、留学生センター等で教育を受ける活動	4. 25. 4. 3. 25. 3. 2. 25. 2年. 1. 25. 1年. 6ヶ月, 3ヶ月
研修	: 外国人対象の技術・技能・知識の研修	1年、6ヶ月、3ヶ月
家族滞在	: 外交、公用、短期滞在以外の資格の家族	5. 4. 25. 4. 3. 25. 3. 2. 25. 2. 1. 25. 1年6. 3月

*個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる

・上陸審査基準の適用を受けない

特定活動	: ワーキングホリデー、外交官の使用人、就職活動中の留学生 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補等	5. 4. 3. 2. 1年6. 3月
------	--	---------------------

◎身分又は地位に基づく在留資格

*活動に制限なし

・上陸審査基準の適用を受けない

永住者	: 法務大臣が永住を認める者	無期限
日本人の配偶者等	: 日本人の配偶者、民法の規定による特別養子、日本人の子として出生した	5年、3年、1年、6ヶ月
永住者の配偶者等	: 永住者の配偶者、永住者の子	5年、3年、1年、6ヶ月
定住者	: 法務大臣が一定の在留期間を指定して認める者 インドシナ難民、日系2.	5年、3年、1年、6ヶ月

2012年12月末 上位12カ国の国籍・在留資格別在留外国人数

	総数	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	ベトナム	ペルー	米国	タイ	インドネシア	ネパール	台湾	インド	その他
総数	2033656	652555	530046	202974	190581	52364	49248	48357	40130	25530	24069	22773	21653	173376
教授	7787	2085	943	992	28	147	15	994	116	122	57	89	336	1863
芸術	438	85	42	0	10	0	0	68	3	0	0	0	0	230
宗教	4051	85	945	215	97	166	8	1351	94	52	0	48	64	926
報道	223	30	48	1	2	7	0	27	0	0	0	6	1	101

投資・経営	12609	4423	2941	38	19	23	5	687	108	23	513	331	307	3191
法律・会計業務	159	5	6	2	0	0	0	82	0	0	0	0	2	62
医療	412	310	39	0	0	23	1	5	4	3	3	6	0	18
研究	1970	664	196	34	11	35	3	89	38	31	23	34	137	675
教育	10121	84	93	256	15	1	8	5250	3	5	12	17	34	4343
技術	42273	20924	5367	1934	47	2985	12	786	331	662	335	335	3388	5167
人文知識・国際業務	69721	33537	9755	964	78	807	10	6157	544	327	645	1367	756	14774
企業内転勤	14867	5257	1750	1023	90	415	5	980	565	313	39	350	1340	2740
興行	1646	177	305	344	105	3	1	288	72	3	0	15	1	332
技能	33863	19023	1394	330	41	179	23	107	1032	177	6209	55	3798	1495
技能実習	151477	111395	66	8842	2	16715	25	21	3464	9098	310	6	35	1498

文化活動	2320	772	250	20	27	51	5	169	79	46	10	51	35	805
------	------	-----	-----	----	----	----	---	-----	----	----	----	----	----	-----

留学	180919	113980	18643	707	312	8811	87	2438	3212	2917	4793	4829	670	19520
研修	1804	444	27	137	33	233	9	4	290	141	7	14	100	365
家族滞在	120693	62359	15117	2253	326	2373	30	3976	649	2022	6991	871	5391	18335

特定活動	20159	3143	5027	1863	50	63	42	165	193	746	590	1615	288	6374
------	-------	------	------	------	----	----	----	-----	-----	-----	-----	------	-----	------

永住者	624501	191946	62522	106397	114632	11158	33330	14283	16997	4743	2260	8684	3936	53613
日本人の配偶者等	162332	43771	17017	33122	19519	1702	2358	8401	7974	2216	502	2546	400	22804
永住者の配偶者等	22946	8792	2429	3647	2067	911	1328	193	552	161	238	104	219	2305
定住者	165001	27148	7774	40707	53044	5556	11938	1156	3799	1714	529	894	411	10331
特別永住者	381364	2116	377350	46	26	0	5	680	11	8	3	506	4	609

在留外国人統計資料より編纂 ©榎井 緑

都道府県別在留外国人数(2012年12月末)

(在留外国人統計および文部科学省資料より編集 © 榎井 縁)

日本語指導を必要とする児童生徒 2012年5月1日

都道府県	登録者総数	最大国籍集団	人	2位	人	3位	人	最大在留集団	人	2位	人	3位	人	総数	前年比%	学校数	ポルトガル語	中国語	フィリピン語	スペイン語	ベトナム語	英語	韓国・朝鮮語	その他						
北海道	22027	中国	9330	42%	韓国・朝鮮	5148	23%	フィリピン	1229	6%	永住者	4338	20%	技能実習	4285	19%	特別永住者	3594	16%	72	72.70	35	0	27	3	0	1	4	1	36
青森	3930	中国	1363	35%	韓国・朝鮮	980	25%	フィリピン	528	13%	永住者	1012	26%	技能実習	779	20%	特別永住者	763	19%	23	63.90	8	0	0	3	0	0	17	0	3
岩手	5372	中国	2387	44%	韓国・朝鮮	1024	19%	フィリピン	871	16%	永住者	1748	33%	技能実習	1360	25%	特別永住者	694	13%	26	61.90	12	0	3	12	0	0	2	3	6
宮城	14214	中国	5461	38%	韓国・朝鮮	3989	28%	フィリピン	969	7%	永住者	4414	31%	留学	2496	18%	特別永住者	2112	15%	69	69.00	37	0	14	16	0	1	7	10	21
秋田	3702	中国	1608	43%	韓国・朝鮮	695	19%	フィリピン	569	15%	永住者	1208	33%	技能実習	849	23%	特別永住者	457	12%	22	122.20	19	0	6	10	0	0	2	3	1
山形	6214	中国	2666	43%	韓国・朝鮮	1859	30%	フィリピン	668	11%	永住者	3165	51%	技能実習	1092	18%	日本人の配偶者等	613	10%	45	118.40	29	1	25	7	0	1	4	5	2
福島	9259	中国	3533	38%	フィリピン	2057	22%	韓国・朝鮮	1768	19%	永住者	4122	45%	特別永住者	1143	12%	日本人の配偶者等	1096	12%	45	65.20	28	0	27	3	0	1	4	2	8
茨城	50562	中国	14255	28%	フィリピン	7900	16%	ブラジル	6778	13%	永住者	15757	31%	技能実習	9505	19%	定住者	6907	14%	686	100.00	165	174	49	202	73	25	21	17	125
栃木	30087	中国	7264	24%	ブラジル	4994	17%	フィリピン	3698	12%	永住者	12871	43%	定住者	4285	14%	日本人の配偶者等	3157	10%	575	86.90	128	173	41	66	221	14	6	4	50
群馬	41181	ブラジル	12194	30%	中国	7378	18%	フィリピン	5687	14%	永住者	17302	42%	定住者	8054	20%	日本人の配偶者等	4532	11%	850	94.00	144	354	40	109	215	38	7	8	79
埼玉	117845	中国	47267	40%	韓国・朝鮮	17805	15%	フィリピン	16110	14%	永住者	44305	38%	日本人の配偶者等	12547	11%	定住者	11327	10%	1188	83.40	396	191	274	272	175	71	46	29	130
千葉	105523	中国	41254	39%	韓国・朝鮮	16755	16%	フィリピン	15436	15%	永住者	38160	36%	日本人の配偶者等	11736	11%	定住者	8985	9%	950	76.10	343	55	274	246	131	15	28	29	172
東京	393585	中国	154449	39%	韓国・朝鮮	100684	26%	フィリピン	28148	7%	永住者	107711	27%	留学	58764	15%	特別永住者	47266	12%	1980	73.20	651	15	921	405	57	56	148	123	255
神奈川	162142	中国	53108	33%	韓国・朝鮮	31281	19%	フィリピン	17718	11%	永住者	63025	39%	特別永住者	19819	12%	日本人の配偶者等	15779	10%	2863	95.80	517	337	675	434	504	369	82	85	377
新潟	13134	中国	5232	40%	韓国・朝鮮	2081	16%	フィリピン	2049	16%	永住者	4443	34%	留学	1646	13%	日本人の配偶者等	1504	11%	113	81.90	60	5	34	22	4	2	8	4	34
富山	13646	中国	5701	42%	ブラジル	2399	18%	フィリピン	1722	13%	永住者	4304	32%	技能実習	3369	25%	定住者	1443	11%	303	96.80	77	178	26	39	5	0	3	1	51
石川	10839	中国	4978	46%	韓国・朝鮮	1855	17%	ブラジル	966	9%	技能実習	2619	24%	永住者	2355	22%	留学	1722	16%	79	119.70	29	37	21	12	1	2	1	0	5
福井	12202	中国	4256	35%	韓国・朝鮮	2981	24%	ブラジル	2684	22%	永住者	3524	29%	技能実習	2968	24%	特別永住者	2469	20%	85	65.90	28	56	14	6	0	0	2	0	7
山梨	14388	中国	3839	27%	ブラジル	2971	21%	韓国・朝鮮	2160	15%	永住者	6158	43%	定住者	1901	13%	日本人の配偶者等	1597	11%	193	73.70	72	81	25	21	43	0	5	12	6
長野	31788	中国	10432	33%	ブラジル	6294	20%	韓国・朝鮮	4312	14%	永住者	12450	39%	日本人の配偶者等	4581	14%	定住者	4486	14%	445	75.20	135	217	106	52	34	1	2	3	30
岐阜	45878	中国	14955	33%	ブラジル	11530	25%	フィリピン	9014	20%	永住者	16426	36%	技能実習	10160	22%	定住者	6356	14%	1030	109.50	168	541	85	314	51	2	4	2	31
静岡	77353	ブラジル	29668	38%	中国	12783	17%	フィリピン	12358	16%	永住者	35387	46%	定住者	14686	19%	日本人の配偶者等	7298	9%	2488	100.10	354	1516	77	362	346	96	10	7	74
愛知	195970	ブラジル	50529	26%	中国	46949	24%	韓国・朝鮮	37404	19%	永住者	73807	38%	特別永住者	31419	16%	定住者	25295	13%	5878	104.50	648	3088	568	1041	767	40	74	77	223
三重	42879	ブラジル	13324	31%	中国	9241	22%	韓国・朝鮮	5564	13%	永住者	16525	39%	定住者	7401	17%	技能実習	6439	15%	1700	103.00	221	832	90	207	435	7	6	5	118
滋賀	24809	ブラジル	8165	33%	韓国・朝鮮	5436	22%	中国	4904	20%	永住者	8162	33%	特別永住者	4782	19%	定住者	4351	18%	975	107.70	147	636	39	80	194	5	11	3	7
京都	52096	韓国・朝鮮	29992	58%	中国	11970	23%	フィリピン	1906	4%	特別永住者	26216	50%	留学	8008	15%	永住者	7260	14%	246	97.20	97	6	129	49	7	2	11	11	31
大阪	203288	韓国・朝鮮	120889	59%	中国	50581	25%	フィリピン	6014	3%	特別永住者	99615	49%	永住者	40285	20%	留学	14923	7%	1966	107.80	406	84	1236	153	105	158	15	84	131
兵庫	97164	韓国・朝鮮	49167	51%	中国	24338	25%	ベトナム	4709	5%	特別永住者	44981	46%	永住者	20906	22%	留学	5985	6%	774	104.70	251	98	242	85	43	191	13	45	57
奈良	11137	韓国・朝鮮	4336	39%	中国	3359	30%	フィリピン	561	5%	特別永住者	3728	33%	永住者	2896	26%	技能実習	1277	11%	76	73.10	35	2	24	17	18	0	0	4	11
和歌山	5791	韓国・朝鮮	2593	45%	中国	1419	25%	フィリピン	576	10%	特別永住者	2150	37%	永住者	1383	24%	日本人の配偶者等	659	11%	11	32.40	10	0	4	4	0	0	0	2	1
鳥取	3947	中国	1567	40%	韓国・朝鮮	1194	30%	フィリピン	463	12%	特別永住者	1040	26%	技能実習	1046	27%	永住者	835	21%	6	40.00	5	0	1	3	0	0	0	0	2
島根	5486	中国	2029	37%	ブラジル	1233	22%	フィリピン	831	15%	永住者	1588	29%	技能実習	1304	24%	特別永住者	703	13%	37	72.50	24	7	11	18	0	0	0	0	1
岡山	20968	中国	9508	45%	韓国・朝鮮	5975	28%	フィリピン	1390	7%	特別永住者	5196	25%	技能実習	4698	22%	永住者	3992	19%	71	87.70	38	29	20	9	3	0	1	0	9
広島	38545	中国	14553	38%	韓国・朝鮮	9906	26%	フィリピン	4946	13%	永住者	10463	27%	特別永住者	8748	23%	技能実習	8350	22%	351	79.40	85	122	134	33	19	2	7	8	26
山口	13495	韓国・朝鮮	7082	52%	中国	3613	27%	フィリピン	1003	7%	特別永住者	6480	48%	永住者	2067	15%	技能実習	1960	15%	31	81.60	15	1	9	8	1	0	3	0	9
徳島	4981	中国	2916	59%	フィリピン	644	13%	韓国・朝鮮	370	7%	技能実習	2140	43%	永住者	1002	20%	日本人の配偶者等	402	8%	65	309.50	28	1	17	25	1	0	12	0	9
香川	8277	中国	3968	48%	フィリピン	1133	14%	韓国・朝鮮	1007	12%	技能実習	2929	35%	永住者	2089	25%	特別永住者	786	9%	66	79.50	27	6	24	9	19	0	2	1	5
愛媛	8905	中国	4866	55%	韓国・朝鮮	1458	16%	フィリピン	945	11%	技能実習	3875	44%	永住者	1444	16%	特別永住者	1102	12%	33	18.30	27	1	12	8	0	0	7	0	5
高知	3380	中国	1314	39%	韓国・朝鮮	640	19%	フィリピン	540	16%	永住者	849	25%	技能実習	678	20%	特別永住者	542	16%	16	177.80	9	0	11	0	0	0	1	0	4
福岡	53356	中国	21169	40%	韓国・朝鮮	18010	34%	フィリピン	3746	7%	特別永住者	14077	26%	留学	12288	23%	永住者	10213	19%	354	88.10	115	2	99	94	7	3	20	30	99
佐賀	4360	中国	1824	42%	韓国・朝鮮	824	19%	フィリピン	487	11%	技能実習	1215	28%	永住者	881	20%	特別永住者	626	14%	16	59.30	11	0	6	1	0	1	0	1	7
長崎	7289	中国	3330	46%	韓国・朝鮮	1283	18%	フィリピン	770	11%	永住者	1646	23%	留学	1487	20%	技能実習	1335	18%	18	100.00	14	0	6	0	0	0	8	0	4
熊本	9110	中国	4668	51%	フィリピン	1320	14%	韓国・朝鮮	1097	12%	永住者	2608	29%	技能実習	2346	26%	日本人の配偶者等	863	9%	49	96.10	39	0	37	2	0	0	2	3	5
大分	9908	中国	4050	41%	韓国・朝鮮	2388	24%	フィリピン	954	10%	留学	3405	34%	技能実習	1553	16%	永住者	1532	15%	35	106.10	21	0	8	4	0	0	2	2	19
宮崎	4125	中国	1853	45%	韓国・朝鮮	629	15%	フィリピン	542	13%	技能実習	1343	33%	永住者	1032	25%	特別永住者	422	10%	26	108.30	11	0	4	3	0	0	5	0	14
鹿児島	6317	中国	3002	48%	フィリピン	1387	22%	韓国・朝鮮	545	9%	永住者	2149	34%	技能実習	1739	28%	日本人の配偶者等	587	9%	26	81.30	15	0	10	12	0	0	4	0	0
沖縄	9404	米国	2120	23%	中国	1730	18%	フィリピン	1583	17%	永住者	3901	41%	日本人の配偶者等	1373	15%	留学	1107	12%	57	66.30	30	2	10	14	1	0	27	0	3
不定不詳	3798																													
総計	2033856	韓国・朝鮮	6	韓国・朝鮮	24	韓国・朝鮮	9	39	永住者	31	永住者	11	永住者	5	47	27013		5764	8848	5515	4495	3480	1104	644	624				2303	
		中国	35	中国	11	中国	1	47	特別永住者	9	特別永住者	5	特別永住者	13	27															
				フィリピン	6	フィリピン	34	40	定住者																					

都道府県	教育委員会等	在日外国人教育基本方針指針等 施策名	年月
東京	荒川区教育委員会	「区立学校に在学する在日外国人(主として、韓国・朝鮮人)児童生徒に関わる教育指導について」(事務連絡)	1993・3
	東京都教育庁	「在日外国人に関する指導について」/「公立学校に在学する在日外国人児童・生徒にかかわる教育指導について」	1976/1994・3
	墨田区教育委員会	在日外国人児童生徒に関わる指導資料(主として在日韓国・朝鮮人児童生徒の指導について)	1996・4
埼玉	上福岡市教育委員会	上福岡市在日韓国・朝鮮人児童・生徒に関わる教育指針について	1983・3
神奈川	川崎市教育委員会	川崎市在日外国人基本方針 主として在日韓国・朝鮮人教育/ 在日外国人教育方針・多文化共生の社会をめざして	1986・3/1998・4
	川崎市・川崎市教育委員会	川崎市多文化共生社会推進指針	2005・3
	川崎高等学校	川崎高校在日外国人(主として韓国・朝鮮人)生徒教育基本方針	1990・3
	神奈川県教育委員会	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)にかかわる教育の基本方針	1990・3
	横浜市教育委員会	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)に関わる教育の基本方針	1991・6
	平塚市教育委員会	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)に関わる教育の指針—学校教育における指導のあり方—	1997・3
	相模原市教育委員会	外国人児童・生徒等にかかわる教育指針	2007・2
愛知	名古屋市教育委員会	外国人児童生徒の指導について(小中学校指導方針中に)	1992・4
三重	三重県教育委員会	外国人児童生徒の人権に係わる教育推進指針	2003・3
	松阪市教育委員会	松阪市外国人児童生徒の人権にかかわる教育指針	2007・4
滋賀	滋賀県教育委員会	在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針/在日外国人児童生徒に関する指導指針	1997・5/2005・7
京都	京都市教育委員会	京都市立学校外国人教育方針	1992・3
	京都府教育委員会	在日外国人児童生徒に関する指導指針	2008・7
奈良	奈良市教育委員会	在日外国人の児童・生徒に関する教育指針/在日外国人幼児・児童・生徒に関する教育指針	1983・3/1997・1
	奈良県教育委員会	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)児童・生徒に関する教育指針	1986・6
	天理市・天理市教育委員会	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)幼児・児童・生徒に関する教育指針	1991・8
	桜井市教育委員会	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)幼児・児童・生徒に関する教育指針	1993・3
	御所市・御所市教育委員会	在日外国人(主として韓国・朝鮮人)幼児・児童・生徒に関する教育指針	1995・5
	大和高田市教育委員会	在日外国人教育に関わる教育指針	1996・3
	橿原市・橿原市教育委員会	在日外国人(主として在日韓国・朝鮮人)教育に関する教育指針	1998・3
	大和郡山市教育委員会	大和郡山市外国人教育指導指針	1999・12
	生駒市教育委員会	生駒市外国人教育指導指針	2000・2
大阪	大阪市教育委員会	外国人教育(学校教育指針中に)在日朝鮮人問題に関する教育指針/在日外国人子女教育(学校教育指針中に)	1970・/1978・
		在日外国人教育基本方針—多文化共生の教育を目指して—	2001・6
	高槻市教育委員会	在日朝鮮人問題に関する教育指針/在日韓国・朝鮮人問題取り組みについての教育基本方針(改訂版)	1973・/1982・5
	豊中市教育委員会	豊中市在日外国人教育基本方針	1980・9
	東大阪市教育委員会	在日外国人園児・児童・生徒に関する教育指針	1982・3
	摂津市教育委員会	在日朝鮮人(韓国籍・朝鮮籍を含む)児童・生徒に関する教育指針/摂津市外国人教育基本方針	1982・4/1990・3
	吹田市教育委員会	吹田市在日外国人教育指針	1983・5
	貝塚市教育委員会	在日外国人(主として在日韓国・朝鮮人)教育に関する教育指針	1984・4
	大阪府教育委員会	在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針	1988・7
	茨木市教育委員会	在日外国人教育基本方針	1989・4
	大東市教育委員会	在日韓国・朝鮮人教育についての基本方針	1990・3
	池田市教育委員会	池田市在日外国人教育指針	1990・3
	八尾市教育委員会	八尾市在日外国人教育基本方針	1990・6
	堺市教育委員会	在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針	1992・3
	柏原市教育委員会	柏原市在日外国人教育に関する指導の指針/柏原市在日外国人教育に関する指導の指針	1992・4/2005・2
	島本町教育委員会	在日外国人教育基本方針	1992・5
	門真市教育委員会	門真市在日外国人基本方針	1992・7
	羽曳野市教育委員会	羽曳野市在日外国人教育に関する指導の指針	1992・10
	箕面市教育委員会	箕面市在日外国人教育基本方針	1992・11
	泉佐野市教育委員会	泉佐野市在日外国人教育指針/泉佐野市在日外国人教育の指導に関する指針	1992・12/2006・11
	寝屋川市教育委員会	寝屋川市在日外国人教育基本市指針	1993・1
	枚方市教育委員会	在日韓国・朝鮮人問題に関する教育基本方針	1993・3
	守口市教育委員会	在日外国人教育に関する指導の方針	1993・3
	熊取町教育委員会	熊取町在日外国人教育に関する指導の指針	1993・6
	豊能町教育委員会	在日外国人教育指針	1995・5
	泉大津市教育委員会	泉大津市在日外国人教育に関する指導の指針	1997・3
	太子町教育委員会	在日外国人教育に関する指導の指針	2000・2
	美原町教育委員会	在日韓国・朝鮮人教育に関する指導の指針	2000・4
	千原赤阪村教育委員会	在日外国人に関する指導の指針	2000・11
兵庫	兵庫県教育委員会	外国人児童生徒にかかわる教育指針	2000・8
	宝塚市教育委員会	在日外国人教育について/宝塚市在日外国人教育指針	1988・4/1993・4
	高砂市教育委員会	在日外国人に対する偏見をなくすために	1988・6
	加古川市教育委員会	在日韓国・朝鮮人(在日外国人)児童・生徒に関する教育の指針について/外国人児童生徒にかかわる教育指針に関する指導指針(改訂)	1990・1/2008・4
	神戸市教育委員会	在日外国人児童生徒に関わる指導について(指導資料)/在日外国人児童生徒に関わる指導について(教育長通知)	1991・9/2000・3
	播磨町教育委員会	在日外国人(在日韓国・朝鮮人等)の理解教育について/多文化共生教育について(改訂)	1991・9/2007・12
	西宮市教育委員会	学校園における在日韓国・朝鮮人幼児・児童・生徒に関わる教育の推進について	1992・5
	川西市教育委員会	川西市在日外国人教育指針	1994・4
	伊丹市教育委員会	伊丹市在日外国人教育方針	1994・5
	三田市教育委員会	在住外国人教育基本方針	1996・3
	高砂市教育委員会	在日外国人幼児児童生徒に関する指導指針	2006・4
鳥取	鳥取県教育委員会	鳥取県人権教育基本方針	2004・11
広島	広島県教育委員会	在日外国人児童生徒の教育に関する基本的な考え方について/在日外国人(主として在日韓国・朝鮮人)児童・生徒に関わる教育の基本方針	1987・4/1997・5
	広島市教育委員会	在日外国人(主として在日韓国・朝鮮人)の児童・生徒に関する教育の指導指針	1995・12
	呉市教育委員会	在日外国人児童生徒の教育に関する基本的な考え方について—主として在日韓国・朝鮮人児童生徒の教育に関して—	1997・10
福岡	福岡市教育委員会	在日外国人の人権に関する学校教育指導指針	1997・7
	福岡県教育委員会	学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針	1999・1

都道府県および政令指定都市による中国帰国生徒・外国籍生徒への高校入試特別措置・特別入学枠等について(2013年度版)

(※)内は添付資料

有=あり 無=なし 不=不明

○=あり ×=なし △=その他 非=非公開 NA=無回答

中国帰国者定着促進センターHPより編纂

7560

Table with columns for Prefecture/City, School Type, Admission Method, and Eligibility. Rows include Hokkaido, Aomori, Iwate, Miyagi, Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Saitama, Chiba, Tokyo, Kanagawa, Choshi, Niigata, Toyama, Ishikawa, Fukui, Shiga, Kyoto, Osaka, Hyogo, Aichi, Gifu, Shizuoka, Mie, Shikoku, Tokushima, Kagawa, Ehime, Kochi, Fukuoka, Saga, Nagasaki, Kumamoto, Oita, Miyazaki, Kagoshima, and Okinawa.

「改定入管法実施（2012年7月9日）と外国人住民」

佐藤信行さん（在日韓国人問題研究所（RAIK）所長）の講演内容（2012.2）から抜粋

外登法の廃止と新たな外国人管理制度

2009年7月、「外登法」を廃止して「新たな在留管理制度」に移行するための「入管法」、「入管特例法」、「住基法」の改定案が国会で成立、2012年7月9日から実施。

- * **外登法**は、「外国人登録法」の略称。「外国人の居住関係および身分関係を明確ならしめ、もつて在留外国人の公正な管理に資することを目的とする」法律。日本国民対象の戸籍法・住民基本台帳法と違う点⇒①顔写真の他、勤務先など数多くの登録事項を義務づけ②外登証の常時携帯と、定期的な確認登録を義務づけ③これらの義務規定を、刑事罰によって強制
「朝鮮人取締法」として策定されたこの法律は、1954年から80年まで、「切替不申請」（ほとんどが過失による申請遅延）で自治体から告発され検察に送致された在日コリアンが年平均5,127人、また、警官の街頭での尋問等で「外登証不携帯」として送致された在日コリアンの数も年平均3,242人。外国籍住民、在日コリアンの日常生活を監視し威嚇する装置として機能。その監視・抑圧装置は、1980年代から澎湃として起こった指紋拒否・外登法改正運動によって徐々に“弛緩”した。
- * **入管法**は、「出入国管理及び難民認定法」の略称。「すべての人の出入国の公正な管理を図る」「難民の認定手続を整備する」ことを目的。実際、外国籍住民の在留許可や在留資格取消し、退去強制、再入国許可、永住許可、難民認定などで、法務省の広範囲な自由裁量が認められ、処分は行政手続法・行政不服審査法から適用除外されている。
- * **入管特例法**は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の略称。旧植民地出身者とその子孫に対し、「特別永住」などを定めている特例法。ただし退去強制条項もあり、「永住」は「権利」ではなく「資格」。
- * **住基法**は、「住民基本台帳法」の略称。「管理」を目的とする外登法や入管法と違って、「住民の利便を増進するとともに、国および地方公共団体の行政の合理化に資する」ことを目的とする法律。これまで「日本の国籍を有しない者その他政令で定める者については、適用しない」（第39条）となっていて、外国籍住民は排除されてきた。

2009年改定法の背景

2009年に成立した改定法の背景は次の3点。①資本のグローバル化が、「先進国」と「第三世界」の絶対的経済格差を生み「国境を越えざるをえない」膨大な人びとを生み出し続けた。②日本は「移民を受け入れない」表明し、1945年～1980年代まで、外国人政策は「在日韓国・朝鮮人政策」、「追放と同化」政策としてきた。1990年代「労働力導入＝包摂と排除」政策に「宣言なき転換」をはかった。労働力を確保するために政府と経済界は「外国人労働力」を導入、労働市場に「交換可能な部品」として組み込むため外国人の就労状況を把握し管理するシステムに移行しはじめた。③2001年9・11以降、外国人・民族的マイノリティを管理・監視する世界的な流れに追随し、在日外国人の居住状況と活動状況をつねに把握し管理する「強迫観念」にかられている。

- 結果、日本政府はこの数年間で、次のような管理・監視システム作り、2009年改定法が準備された。
- ◆2004年2月、法務省入管局がウェブサイト上に「不法滞在者と思われる外国人」を匿名でメール通報できる密告窓口を設置した（2010年9月までに34,000件を受理）。
 - ◆2007年10月、改定雇用対策法を実施し、外国人（特別永住者を除く）を雇用する事業主に、外国人の氏名、国籍、在留資格、在留期限を届けさせ、その雇用情報は厚生労働省から法務省に提供。
 - ◆2007年11月、日本に入国する／再入国する16歳以上の外国人に生体情報（指紋と顔画像）の提供を義務づけた（2010年9月までに法務省は、25,260,000人の外国人から生体情報を入手。そのうち1,961人に退去強制令）。外交官や特別永住者、外国籍高校生の修学旅行時は免除される。

改定法の概要

- (1) 危険な“利便性”
①在留期間の最長を「3年」から「5年」に伸長。②「みなし再入国」の新設。再入国許可を得ず1年以内（特別永住者は2年以内）の「日本出国＝再入国」を認める。③「外国人住民票」の新設。外登法の廃止に伴い「住民基本台帳」に外国人も入れる。
- (2) 改定法のねらい
これまでの外登法は、特別永住者も、留学生も、非正規滞在者でも、日本に3カ月以上滞在する「すべての外国人」を対象。今回の改定は、「中長期在留者」という日本に90日を超えて滞在し、かつ正規の在留資格を認められた外国人の新しいカテゴリーを設け、在日外国人を、「特別永住者」／「中長期在留者」／「非正規滞在者」に分断して扱う。
①特別永住者をこれまでと同様に「管理」。②中長期在留者を、これまで以上に徹底的に「管理」。③非正規滞在者を、これまで以上に徹底的に「排除」。≪「管理」は、「統制」と同じように用いられ、公権力が、人の生活関係に介入して、その意思にかかわりなく、又はその意思を排除して、外部的にこれを規律する措置を意味することがある。……「統制」よりも、更に強度の規律を行う場合を意味するものといえることができる≫（吉国一郎ほか『法令用語辞典』）

改定「入管法」の問題点

- (1) 居住権の剥奪＝在留資格の取り消し

◇第22条の4
法務大臣は、別表第一または別表第二の上欄の在留資格をもって本邦に在留する外国人について、次の各号に掲げる事実が判明したときは、法務省令で定める手続きにより、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができる。
⑤「偽りその他不正の手段により」在留特別許可、あるいは難民認定を受けたこと。
⑦日本人の配偶者等の在留資格をもって在留する者、または永住者の配偶者等の在留資格をもって在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6カ月以上行なわないで在留していること（当該活動を行なわないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く）。
⑧新たに中長期在留者となった者が、90日以内に、法務大臣に住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く）。
⑨中長期在留者が、法務大臣に届け出た住居地から退去した場合において、当該退去の日から90日以内に、法務大臣に、新住居地の届出をしないこと（届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く）。

このうち⑦⑧⑨の条文末尾に付けられた「正当な理由がある場合を除く」について、法務省は次のように説明する。⑦については「日本国籍を有する子どもの親権を争って離婚調停中の場合など」、⑧は「上陸直後に疾病により長期入院し、かつ、代理人等に届出を依頼することもできない場合など」、⑨は「経済的に困窮するなどして定まった住居地を有しなくなった場合など」一は、在留資格取り消しには該当しない。

- (2) 加重された罰則
改定入管法による新たな在留管理制度は、日本国民を対象とする戸籍法と比較しても、外国人に対し煩雑な義務規定を設け、かつ格段の重罰を定めている。「外登証」を廃止して「在留カード」とするため、外登法における種々の義務規定と罰則制度を、軽減することなく、そのまま入管法に持ち込んだため。「加重された罰則制度」は悪意ある制裁措置といえる。

(3) 外国人を監視する市民社会
◇第19条の17
別表第一の在留資格をもって在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関、その他の法務省令で定める機関は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該中長期在留者の受け入れの開始および終了、その他の受け入れの状況に関する事項を届け出るよう努めなければならない。

この規定によって、具体的には外国人留学生を受け入れている日本語学校や大学、専門学校に対して、個人単位で「在籍状況／休学・退学処分」などを報告させる。所属機関からの届出制度は、これまでの外国人制度にはなかった新しい管理方法。

(4) 個人情報の集中とデータマッチング
◇第19条の18
1 法務大臣は、中長期在留者の身分関係、居住関係および活動状況を継続的に把握するため、出入国管理及び難民認定法その他の法令の定めるところにより取得した中長期在留者の氏名、生年月日、性別、国籍、住居地、所属機関その他在留管理に必要な情報を整理しなければならない。
2 法務大臣は、前項に規定する情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

この条文の核心は、「必要な情報を整理」「情報を正確かつ最新の内容に保つ」という、抽象的で曖昧な訓示規定にある。

今回の改定法では、外国人の個人情報を継続的に把握するため、法務省に広範囲な事実調査権を付与。地方入管局は、外国人本人だけでなく、外国人の所属機関に対して出頭を求め質問や文書を提出させられる。「外国人住民票」をつくる市区町村に対しても、追加情報を求められる。法務省は、外国人一人ひとりの詳細な最新情報を、外国人本人からと、所属機関や市区町村などから集めつき合わせる事で、在留期間の更新、在留資格の変更、在留資格の取り消しなどの審査を行う。

(5) 「在留管理制度」の下での住民登録
◇改定「入管法」第61条の8の2
市町村の長は、住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票について、政令で定める事由により、その記載、消除または記載の修正をしたときは、直ちにその旨を法務大臣に通知しなければならない。

◆改定「住基法」第30条の50
法務大臣は、入管法および入管特例法に定める事務を管理し、又は執行するに当たって、外国人住民についての第7条第1号から第3号までに掲げる事項〔氏名、出生年月日、性別〕、国籍等または第30条の45の表〔中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者、仮滞在許可者〕の下欄に掲げる事項に変更があったこと又は誤りがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨を当該外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に通知しなければならない。

日本人の配偶者となっている外国人女性が「6カ月以上配偶者としての活動をしていない」と法務省がみなした場合、法務省は、①その女性の在留資格を取り消して退去強制手続きに入ると同時に、②市区町村にそのことを通知する、③市区町村にその女性の「外国人住民票」を消除するよう求める一ことになる。住民基本台帳制度を、住民サービスを提供する目的から逸脱して、外国人管理制度の下に置いているといえる。

(6) 「見えなくされてしまう」非正規滞在者
いま持っている外国人登録証明書に「在留の資格なし」と書かれている外国人など非正規滞在者は、「在留カード」が交付されず、「外国人住民票」も作成されない。「雇用主が、超過滞在など就労できる在留資格を持たない外国人であることを知らずに働かせていた」ことに罰則を科す。雇用の際、雇用主に「在留カード」に記載された「就労制限の有無」を確認するよう義務づけ、就労資格を持たない外国人を働かせていた場合、雇用主を罰する。「在留カード」「特別永住者証明書」がないと日本で労働も生活もできない。

改定法は非正規滞在者に対して、法律の条文で重罰化をはかっているが、新たに「在留カード制度」や「外国人住民票制度」を設け、非正規滞在者を日本社会から「構造的に」締め出している。非正規滞在の子どもの教育の権利をはじめ、社会保障・社会福祉制度の適用は、政府は「これまでの扱いに変更はない」としている。

(7) 外国籍高校生の16歳の誕生日
在留カードの記載事項に「就労制限の有無」がある。在留カード表面のほぼ中央、顔写真の横に囲み野で、次の①②③のいずれかが太字で記載される。①「就労不可（就労するには資格外活動許可が必要）」②「就労制限なし」③「就労制限あり（在留資格で認められた就労活動のみ可）」外登証には「職業」の項目があったが、「就労制限の有無」の項目はなかった。この項目を設けるのは、外国人を「人間」「生活者」としてでなく、「労働力商品」か否か、という発想で扱う人種主義である。

16歳の誕生日を迎えた外国籍の高校生、夜間中学の生徒たちで、「特別永住」以外の在留資格（たとえば永住者、定住者、家族滞在など）の生徒は、16歳の誕生日までに学校を休んで地方入管局へ赴き在留カードを受領し、14日以内に、学校を休んで市区町村窓口へ行ってカードに住居地を記載し、常時携帯する。カードには、「就労不可」「就労制限なし」「就労制限あり」と記載されている。在留カードを常時携帯させ、（修学旅行時を除いて）日本への再入国のたびごとに指紋と顔写真を登録させることを16歳の子どもたちに強いることになる。

外国人の問題ではなく、私たちの課題

2012年7月から実施された改定法は、あまりにも多くの問題を内在させる「全面改悪法」である。このことは、私たち日本人に、そして日本社会に問われている。

1980年代、在日韓国・朝鮮人二世・三世が中心になって指紋拒否・外登法改正運動が取り組まれ、全国で150件にのぼる指紋拒否裁判が闘われた。そこで私は多くのことを学んだが、その一つは、外登法と入管法を柱とする外国人法制度を熟知しているのは法務官僚と警察官僚だけという現実である。つまり、圧倒的多数の日本人と日本社会の無知・無関心の下で、外国人法制度が策定され運用されている現実なのである。そのようなことが続く限り、日本人も外国人も「共に生き、共に生かし合う社会」は決して実現できないのではないだろうか。

法律	届け出日数	届け出場所	親が外国人の子どもが日本で出生したときの手続き
戸籍法	子どもが生まれた日から14日以内	居住地の市区町村役場の戸籍担当窓口	<p>父・母の一方が日本国籍の場合、子どもは生まれながらにして「日本国籍」があり「日本人」とみなされる。出生手続きとしては、子どもの名前を決め、必要事項を記載し届け出をする。その際は必ず出生証明書を持って行き、母子健康手帳も持参する（出生した施設の医師または助産師が子どもの出生証明書を発行、その出生証明書紙面左側が出生届になっている）。父母とも外国人の場合でも日本で出生した場合には戸籍法の適用があり、同様な手続きを行う。また、戸籍法（出生証明書）では子どもの名前の記載文字は、漢字、ひらがな、カタカナ以外は認められない（ローマ字は不可）。出生届けには、子どもが外国人の場合、原則カタカナで名前を書く。漢字圏の場合は漢字でもよい（ただし、通常日本で使われている漢字）。「出生届」の「よみかた」欄は「ひらがな」でよみかたを。また、氏名の下にローマ字（アルファベット）を付する。このローマ字（アルファベット）表記は住民票の処理場必要となるため、住民票と同様とする（2012年6月25日付け法務省通達および資料（図）参照）</p> <p>原則として出生届けは出生した子どもの父または母が直接役所へ行かなければならない。父・母の一方が外国人で子どもが二重国籍となる場合、22歳に達するまで（22歳の誕生日の前日まで）に、法務省へ国籍選択の手続きを行う必要がある。</p>
住民基本台帳法（総務省：2012年7月9日施行）	戸籍法による出生の届け出と連動して記載	居住地の市区町村役場の住民課	<p>戸籍法に基づいて、出生届けをすることにより、自動的に住民基本台帳に「外国人住民」として記載される。子どもが生まれた日から60日以内までは、在留資格のないまま受けつけられる。ただし、出入国管理及び難民認定法により、子どもは30日以内に在留資格申請をしなければならない。</p> <p>住民基本台帳の外国人住民の名前の表記は、旅券と同一表記のローマ字（アルファベット）表記（漢字圏の場合は漢字併記可）である。</p>
出入国管理及び難民認定法	子どもが生まれた日から30日以内	入国管理局	<p>親が子どもの在留資格の取得を申請する。このとき、親の在留資格、国籍を明らかにする証明書が必要となる。外国人の親は、市区町村の出生届けだけでなく、必ず入国管理国へ子どもの在留資格申請をし、子どもの在留資格を取得しなければならない。これにより子どもの在留カードなどが発行される。</p> <p>在留カード等の氏名は、原則、旅券と同一表記のローマ字（アルファベット）で記載する（漢字圏の場合は漢字併記可）</p> <p>http://www.immi.moj.go.jp/keiziban/index.html 参照</p> <p>子どもの在留資格取得について、必要な手続き、申請書類などを事前に居住する地方入国管理局へ問い合わせることが重要である。</p>
国籍法（法務省）		駐日大使館（領事館）	<p>親の本国の駐日大使館（領事館）にも、国籍取得の申請を行う。このとき、出生を証明する必要な書類（日本の出生証明書、役場が発行する出生届受理証明書、英文証明書など）が各国によって異なる。子どもの国籍取得の法律も国によって生地主義や血統主義があり、それによって子どもの国籍も違ってくるので注意する。子どもが無国籍状態とならないように、出生前に書く国の事情・法律などを必ず把握しておく。</p>

出生届

法務省民一第1551号
平成24年6月25日

法務局長 陸
地方支務局長 陸

法務省民事局長

戸籍届書の標準様式の一部改正について（通達）
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の一部が本年7月9日から施行されることに伴い、昭和59年11月1日付け法務省民二第502号当職通達をもって示した戸籍届書の標準様式、出生届の届書の標準様式を別紙1のとおり、国籍喪失届の届書の標準様式を別紙2のとおりに改めますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、従前の標準様式による届書の用紙がある場合には、この通達の実施後も当該用紙を用いても差し支えないこととしますので、念のため申し添えます。

国籍喪失届

法務省民一第1551号
平成24年6月25日

法務局長 陸
地方支務局長 陸

法務省民事局長

国籍喪失届の届書の標準様式の一部改正について（通達）
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の一部が本年7月9日から施行されることに伴い、昭和59年11月1日付け法務省民二第502号当職通達をもって示した国籍喪失届の届書の標準様式を別紙1のとおりに改めますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、従前の標準様式による届書の用紙がある場合には、この通達の実施後も当該用紙を用いても差し支えないこととしますので、念のため申し添えます。

出生届

法務省民一第1551号
平成24年6月25日

法務局長 陸
地方支務局長 陸

法務省民事局長

出生届の届書の標準様式の一部改正について（通達）
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の一部が本年7月9日から施行されることに伴い、昭和59年11月1日付け法務省民二第502号当職通達をもって示した出生届の届書の標準様式を別紙1のとおりに改めますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、従前の標準様式による届書の用紙がある場合には、この通達の実施後も当該用紙を用いても差し支えないこととしますので、念のため申し添えます。

出生証明書

法務省民一第1551号
平成24年6月25日

法務局長 陸
地方支務局長 陸

法務省民事局長

出生証明書の届書の標準様式の一部改正について（通達）
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の一部が本年7月9日から施行されることに伴い、昭和59年11月1日付け法務省民二第502号当職通達をもって示した出生証明書の届書の標準様式を別紙1のとおりに改めますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、従前の標準様式による届書の用紙がある場合には、この通達の実施後も当該用紙を用いても差し支えないこととしますので、念のため申し添えます。

図6 法務省民事局：通達、出生証明書、出生届、国籍喪失届
A：通達、B：出生証明書・出生届、C：国籍喪失届

こちら特報部

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

「在特会」街宣に禁止命令



在特会などによるヘイトスピーチ街宣活動があった京都朝鮮第一初級学校。2009年12月、京都市内で

差別をあるヘイトスピーチが司法の場で断罪された。在日特権を許さない市民の会(在特会)などによる京都朝鮮第一初級学校襲撃事件。京都地裁の民事訴訟判決が、ヘイトスピーチを伴う街宣活動を「人種差別」と認めたのだ。在特会などが関与した過去のヘイトクライム(憎悪犯罪)の判決では、人種差別的動機はほとんど考慮されてこなかった。人種差別を厳しく罰する司法判断は定着するのか。(小倉貞俊、上田千秋)

「在日コリアンが日本人種差別に当たる」と認定。学校周辺での街宣だ。ヘイトスピーチの違法性を認めさせるための「歴史的闘争」でもあった。在特会によるヘイトスピーチとヘイトクライムが刑事、民事裁判に発展したケースは他にもある。一〇年四月、徳島県が威力業務妨害などの罪に問われた七人の有罪が確定した。学校側は「スパイの子供」と拡声器で連呼した。判決では、一連のヘイトスピーチを「人種差別撤廃条約で禁止し、エスカレートする」(金

京都地裁判決骨子

- 在特会などの示威活動と映像公開行為は、児童や教職員を畏怖させ、学校の名譽を毀損(きそん)した
- 在日朝鮮人への差別意識を世間に訴える意図があり、人種差別撤廃条約の人種差別に当たる。公益目的とは評価できない
- 賠償額は計約1200万円
- 在特会などは当該学校の半径200m以内で街宣してはならない

司法差別撤廃に転換？

刑事裁判では猶予付き判決

良地裁から慰謝料百五十万円の支払いを命じられた。一二年三月には、CMに韓国人女優を起用したロート製薬の本社に会員らが押し掛け、見解を無理やり答えさせた。四人が強要罪に問われ、有罪になるなどした。ただし、ヘイトスピーチの違法性に言及したのは奈良のケースのみだ。こうした司法の怠慢が、コリアンタウンの東京・新大久保や大阪・鶴橋でヘイトスピーチデモが横行する一因となった。在日差別問題取材するフリーライター李信恵さん(40)は今年二月、在特会を批判したために会員からツイッターで脅された。警察に通報されたが、被害届が受理されたのはようやく五月になった。李さんは「行政や司法の動きが不十分なのは、人種差別の存在に向き合えない社会構造があるからだ。ヘイトスピーチの過激化を防ぐためにも、今回のような司法判断が定着することを期待したい」と力を込める。

反ヘイトスピーチ 共有を

ヘイトスピーチやヘイトクライムは在特会だけに限らない。人種差別は、日本社会の奥底に巣くっている。戦前から根深い差別にさらされてきた在日コリアンへの嫌がらせは一九九〇年代以降、特に活発になった。北朝鮮による核開発疑惑やミサイル発射実験などで緊張が高まると、朝鮮学校に通う児童・生徒の制服やかばんが刃物で切られる事件が相次いだ。中には殴られたり、髪の毛を切られたりする女子生徒もいた。日本人十数人を拉致したことを二〇一二年九月に北朝鮮政府が認めるなど、状況はさらに悪化した。首都圏の若手弁護士が関東地方にある二十一の朝鮮学校に通う計二千七百十人の児童・生徒にアンケートをとったところ、何らかの被害を受けたのは全体の一九・三%に当たる五百二十二人に上った。だが、政府が実態把握に乗り出すことはなかった。在日コリアンが被害者ではなかったものの、日本人の外国人に対する差別意識がきっかけになったとみられる傷害致死事件(2011年)も起きている。



愛知県小牧市で九七年十月、日系ブラジル人のエルクラノ・レイコ・ルコセビシウス君(当時24)が日本人の少年グループに襲撃され、集団暴行を受けて死亡した。逮捕された少年らはエルクラノ君と面識がなく、犯行動機は「ブラジル人グループに車を壊された仕返し」。エルクラノ君は無関係なのに、たまたま友人のブラジル人の少年と一緒にいて巻き込まれた。

「朝鮮学校の実態は、ヘイトスピーチが横行する」というのが、エルクラノ君の母ミリアンさんと父マリオさんの心算を述べる。1998年3月、名古屋市中区の弁護士会館で

「エルクラノはなぜ殺されたのか」日系ブラジル人少年・集団リンチ殺人事件」を著したフリージャーナリストの西野瑠美子さんは「当時も、異質なものを排除しようという雰囲気の中であった。特定の相手を誹謗中傷するヘイトスピーチは現行法でも違反とされ、民事では多額の賠償が認められることが明らかになった。人種差別撤廃条約に基づいて判決が出たことの意味も大きく、今後裁判に訴えようという動きが増えてくるだろう」とみる。

公判では、検察側が「外国人に対する偏見から死亡させた」と主張したものの、判決はそこまで踏み込まなかった。事件の背景を取材して



エルクラノ君事件の初公判を終え涙ながらに心算を述べる父マリオさんと母ミリアンさん。1998年3月、名古屋市中区の弁護士会館で

もちろん、課題も少なくない。西野さんは「刑事裁判で差別が認定されない流れは変わらないのに、そこまでいくかどうか現状では分からない」といふ。不特定多数を相手にしたヘイトスピーチデモについては「現行法では処罰できず、新たな法律でしか対応できない」(師岡研究

現行法で処罰無理

嫌韓デモ規制必要に

高額賠償認定 民事での訴え加速も

米国のヘイトクライム研究の中に「憎悪のピラミッド」という考え方がある。正三角形は「下から偏見」「偏見による行為」「差別」「暴力行為」「シエノサイド」の五層に分かれる。偏見から逃れられなくても、差別はなされるし、なくさなければならぬ。究極的に社会を破壊させるからである。(圭) 師岡研究(員)の現状だ。東京造形大の前田朗教授(刑事人権論)は「費用も時間もかかる裁判は誰にでも起こせるわけではなく、京都では被告が法廷で再び差別的な発言をしたことで二次被害も発生した」と指摘した上で、ヘイトスピーチの法規制の必要性を説く。「ヘイトスピーチは『表現の自由か規制か』というどちらかを定めることが多いが、それは間違っている。差別行為であるヘイトスピーチは言論とは言えず、表現の自由に当たらないことは明らか。そうしたことを社会全体で考えていく必要がある」